

令和8年度 横浜あゆみ荘送迎バス運行管理業務委託 質問と回答

No.	質問	回答
1	現在運行している乗務員(運転者)は「一般貸切旅客自動車運送事業」者所属の乗務員(運転者)か。	一般貸切旅客自動車運送事業ではありません。自家用自動車管理業（請負業）に所属する乗務員です。
2	現事業者は定款において「人材派遣業」が目的項に入っているか。	現事業者は定款において「労働者派遣業」が明示されています。但し、現事業者において本件に該当する事業は、自動車及びその他の車両の保守、修理、運行並びに保管に関する業務の請負に該当します。
3	現事業者は「人材派遣業者」いわゆるドライバー派遣の事業者か。	ドライバー派遣事業者ではありません。No. 2 のとおりです。
4	仕様書の2業務内容(2) しかるべき資格を有する者による道路運送車両法に基づく整備管理者業務のイに「日常点検の実施結果に基づき、自動車の運行の可否を決定すること。」となっているが、これは車両を運転する乗務員(運転者)のほかにしかるべき資格を有する整備管理者も運行毎に現場(車庫)に赴き運行の可否を決定するということなのか。もしくは整備管理者の資格を持つ乗務員(運転者)が日常点検後の運行の可否を自身で決定しているのか。	乗務員のほかに整備管理者が現場に来ることは必要としていません。また、乗務員が整備管理者の資格を有することも必要としていません。 安全運行の可否という観点から、乗務員が日常点検を行った結果、しかるべき理由で運行が難しいと判断した場合は、運行会社の営業担当者と横浜あゆみ荘へ報告を入れ、両者状況確認のもと、運行可否を判断します。
5	同じく仕様書2業務内容(2)のクに「管轄運輸局へ選任届出書を提出すること。」とあるが、何の選任届出書か。	整備管理者の選任届出書になりますが、仕様書が誤っていましたので訂正いたします。 以前は30人定員以上のバスを運行しており届出を必要としていましたが、現在は20人定員のバスのため選任届出書の提出は不要となります。
6	同じく仕様書2業務内容(4)のイに「車両運行中の事故及び故障により運行継続が不可能な場合は代車を配車すること。」となっているが、手配する代車は当該車両と同等の機能を有する車両(リフト付き車両)でなくてはいけないのか。	その時の利用者の状況(リフト付きを必要とする車椅子の利用者がいるかどうかなど)により判断することになりますので、同等のリフト付バスでなければならない、ということではありません。 代車としてバス、乗用車を手配いただくか、タクシーを借り上げるかということを想定しています。

7	運転士があゆみ荘様でバスに乗り換える際に、通勤で使用する社用車はあゆみ荘様に駐車させていただくことは可能でしょうか。	可能です。
8	令和7年度の年間運行表をいただくことは可能でしょうか。(土日祝を含む年間の運行状況を拝見させていただきたい為)	別紙「令和7年度 送迎バス運行状況表」(4月～12月まで)をご覧ください。